

違法ドラッグに注意！



【違法ドラッグであることを偽るために利用される商品の種類】

1. 試薬系
アロマ、お香、研究用試薬など
 2. 植物粉末系
お香、観賞用標本など
 3. アロマオイル系
アロマ、お香
 4. ビデオヘッドクリーナー系
ビデオヘッドクリーナー、芳香剤など
- 身近に販売されているこれらの商品を称して違法ドラッグが流通しています！

【画像は厚生労働省ホームページから転載】

- 肌がきれいになるよ。
- これ飲むと痩せるよ。
- 匂いを嗅ぐと頭がスッキリするよ。
- 最高の気分が味わえるよ。
- イライラがとれてスッキリするよ。



これらは麻薬に似た幻覚症状をもたらし、健康被害をもたらす他、乱用すると死にいたる場合があります。

「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気をもとう。

ポイント

インターネット上で売られている薬などの商品の中には、違法なものや違法でなくても危険なものがあります。危険なことをかくして販売されているものもあるので、十分注意しなければなりません。おもしろ半分で買ったり使ったりしないようにしましょう。

< 背景 >

アロマオイルや芳香剤、痩身剤として、薬物と同じ症状が現れ、身体にとっても危険なものが、違法ドラッグとしてインターネット上で販売されています。自分で購入しなくても、友だちに勧められて興味本位で使い始めたり、事件事故に巻き込まれたりしてしまうおそれが高く、とても危険です。

< 事件事故の例 >

例 1 傷害罪、薬事法および麻薬取締法違反

中学校の女子生徒 2 人は、同級生がネットで購入した抗うつ剤を譲り受け、担任教諭の給食に混入した。この抗うつ剤を無許可で販売したとして、無職の女を薬事法および麻薬取締法違反の疑いで逮捕した。

例 2 麻薬、婦女暴行

自宅アパートで女子高生に催眠作用のある薬を飲み物に混ぜて飲ませ、もうろうとした女子高生に性的暴行を加えたとして、会社員の男を準婦女暴行の疑いで逮捕した。

< 指導上の留意点 >

違法ドラッグの存在と流通経路などについて理解させるとともに、薬物使用の身体への害についてもきちんと指導しておくことが大切です。

1. 口や鼻から身体に入る怪しい薬などには手を出さない。
2. 誘惑に耐える自制心を養う。

平成 19 年 4 月施行の改正薬事法では、「指定薬物」として扱われるものを、治療や研究目的以外で、輸入、製造、販売した場合には、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金が科せられます。

< 解説例 >

「頭がすっきりする薬だよ。」ってだれかに勧められたらみんなはどうする？

もし、これを友だちが勧めたらどうする？

本当にそんな薬があると思う？

本人は本当に信じていて勧めていても、実はその本人もだまされているかもしれないね。

インターネットなどでは、興味を引きそうなるうたい文句で、違法ドラッグという怪しい薬が販売されていることがあります。中には麻薬よりも副作用が強く、身体をこわしてしまう物もあります。身体に入る怪しい薬などには決して手を出さないように気を付けましょう。

